

令和5年4月5日開催

箕輪町農業委員会第26回総会

会 議 録

1 開催日時 令和5年4月5日(水) 午後2時57分から午後3時55分

2 開催場所 産業支援センターみのわ 2階研修室

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 弘司
事務局次長	唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

(唱 和)

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 雨予報の前日で農業に従事されたいところと思いますが、総会ありがとうございます。
新しい事務局長となり、我々農業委員も任期の最終年度となります。この
4月1日からは農地法3条や地域計画など農政関係の制度が変更となっています。
引き続き健康に留意して取組みを進めていただけたらと思います。よろし
くお願いします。

事務局長 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い
いたします。

議 長 ただいまから第26回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、3月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局（唐澤） 第25回総会が3月6日（月）に産業支援センターみのわ2階会議室で開催さ

れました。

長野県農業委員会女性協議会上伊那支部総会・研修会が3月7日(火)に開催され、原委員、関委員、倉田委員が参加しました。研修会では信州トマト工房を視察し、唐澤金実委員が説明を行いました。

営農センター小委員会が3月14日(火)に開催されました。

農地相談を3月15日(水)に行いました。当日の相談は2件でした。

公民館閉講式が3月15日(水)の午後2時30分から行われ、鈴木会長はコーディネーターとして参加しました。

農業振興地域整備促進協議会が3月16日(木)に行われました。

地域計画懇談会が3月17日(金)に行われ、全委員が参加しました。

県農業会議臨時総会が3月27日(月)に長野県自治会館で行われ、会長が参加しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

7番 櫻井 克成 委員 10番 原 美鈴 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(唐澤) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡。

農振農用地内で売買価格は畜舎と合わせて〇〇万円です。

譲渡人は松本市の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

畜舎と合わせての売買となります。

譲受人は農業を経営しており、農地を所有するにあたり問題ないと思われま

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡… 合計11筆 〇〇㎡です。

全て農振農用地内で売買価格は坪〇円です。

譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

〇〇番、〇〇番の2筆を除き、〇〇さんが現在耕作をしている土地になります。

譲受人は農業を経営しており、農地を所有するにあたり問題ないと思われま

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。

農振農用地外で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は〇〇町の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

対象地は現在、竹やぶや木が生えている状態ですが、伐採を行い許可後は野菜を作る予定です。

土地購入費に伐採費用も含まれているとのことで、農地として適正に利用されると見込まれます。譲受人が農地を所有するにあたり問題はないと思われま

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。

農振農用地外で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人の〇〇さんは令和5年1月に町へ転入されています。

現在、〇〇さんの所有農地はありませんので、営農計画書を提出していただきました。箕輪町に来る前は大町市で農地を借りて農業を行っていたそうです。

今回購入予定の農地は、転入時に購入した空き家のすぐそばの土地です。

柿やスモモなどを植え付け予定です。

農地として適正に管理される見込みのため、農地を所有するにあたり問題はないと思われま

5番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。

農振農用地外で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

許可後はぶどうを作る予定です。

譲受人は農業を行っており、農地を所有するにあたり問題はないと思われま

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、小松委員。

小松委員

3月2日に説明を受けました。内容については事務局の説明のとおりで問題はないと思われま

議 長 2 番案件、金澤委員。

金澤委員 ほぼ〇〇さんが耕作をしている土地であり、問題ないと思われます。

議 長 3 番、4 番案件、小林委員。

小林委員 3 番目ですが、毎年荒廃農地としてパトロールをしている農地でしたが、隣接地に住む〇〇さんが荒廃地を解消して取得したいということになりました。
4 番目は、大町で農業をされていた〇〇さんが空き家を購入し、隣接農地で農業をしたいとのこと。40代の方で農地を有効活用していただけたと思われま
す。

議 長 5 番案件、関委員。

関委員 3月6日に説明を受けました。現に耕作をされている農地でもあり問題はないと思
います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願いま
す。どうぞ。

唐澤金実委員 2 番目の案件だが、坪〇円というのほどのような価格か。何か意味があるか。

事務局（唐澤）特に意味はないと思います。後で申請者に確認してみますが、深い意味はないと思
われます。

議 長 よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついて を議題といたします。

本件については、委員に当事者がおりますので、分けて協議をします。
まず1番案件を審議します。〇〇委員は別室へ移動をお願いいたします。

(〇〇委員 控室へ移動)

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤）議案第2号 農地法第4条の許可申請の1番案件について説明をいたします。

農業資材置場の申請です。対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡です。

2種農地です。

申請者は〇〇の〇〇さんです。

農業機械、資材を格納、修理、搬入、搬出、保管する用地として自宅すぐ横の自己所有の農地を転用したいという案件です。

転用は問題ないと思われます。

1番案件の説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
春日委員。

春日委員 資材置場として転用したいという案件です。問題ないと思われます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号の1番案件を採決いたします。
議案第2号の1番案件について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号の1番案件は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

〇〇委員は入室をお願いいたします。

(事務局が別室の〇〇委員を呼びに行く)

続きまして2番案件について協議します。

事務局の説明を求めます。

事務局(唐澤) 議案第2号 農地法第4条の許可申請の2番案件について説明をいたします。

住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡です。箕輪進修高校のすぐ近くで北側に申請者の家が建っています。3種農地、用途地域内です。

申請者は〇〇の〇〇さんです。現在、居住している建物が老朽化したので、その前の農地に住宅を新築するための申請です。

本日、現地確認をしてきましたが、周りは住宅地であり、申請地は農地としては使用されておらず、転用は問題ないと思われます。

2番案件の説明は以上です。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
倉田委員。

倉田委員 3月2日に申請者から説明を受けました。登記地目は畑ですが、畑の役割をはたしていません。転用は問題ないと思われます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号の2番案件を採決いたします。
議案第2号の2番案件について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号の2番案件は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。賃借による駐車場用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。木下駅のすぐ近くです。

3種農地で用途地域内です。賃借料は、坪〇〇円です。

賃借人は箕輪町長、賃貸人は〇〇の〇〇さんです。

木下駅利用者の公共用駐車区画が慢性的に不足している状況であり、駐車場を整備する必要があるため、申請を行うものです。

駅前の住宅密集地であり、転用は問題ないと思われま

2番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。

箕輪進修高校付近で3種農地、用途地域内です。

使用借人は〇〇の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。

こちらは4条の2番目の案件と同一です。土地の所有者が〇〇さん単独であり、転用事業者は〇〇さんと〇〇さん共有であるため、4条と5条に分けて申請するものです。

転用は問題ないと思われま

3番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。2種農地です。

使用借人は〇〇の〇〇さん、〇〇さんです。使用貸人は〇〇さんです。申請者は妻の実家の近くに新居を構えたいと考え、妻の父の土地を使用貸借し、住宅を建築するための申請です。妻の父の土地であり、位置的代替性はなく、転用は問題ないと思われま

4番目の案件です。贈与での所有権移転による住宅用地・住宅敷地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡です。2種農地です。

譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

当該地は平成8年6月に申請地の一部〇〇㎡が住宅用地として転用許可が出されています。所有権移転をするにあたり、住宅以外の部分を住宅敷地として使用するため変更申請を行うものです。すでに転用許可の出ている土地であり、変更申

請は問題ないと思われます。

5番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡です。

2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は辰野町の〇〇さん、〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人は現在借家住まいであり、持ち家を建築したいと考え、本申請を行うものです。転用は問題ないと思われます。

6番目の案件です。売買での所有権移転による住宅敷地拡張の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡です。2種農地です。

売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

5番目の案件を進めていくにあたり、隣地である〇〇番地〇〇に住む譲受人から、現在の住宅の敷地が狭く自家用車の通行が大変なため敷地を拡張したいとの希望がありました。そのため〇〇番〇〇を〇〇番〇〇との2筆に分筆し、譲受人が〇〇番〇〇を取得することで住宅敷地を1mほど拡張するための申請です。転用は問題ないと思われます。

7番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡です。2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人は職場に近い申請地に持ち家を建築したいと考え、本申請を行うものです。転用は問題ないと思われます。

8番目の案件です。使用貸借による残土置場の一時転用申請です。

期限は令和8年2月28日までです。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡の合計3筆、〇〇㎡です。農振農用地内です。

使用借人は株式会社〇〇、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。

町請負水道本管工事の残土置き場として使用するための一時転用申請です。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、原委員。

原委員 3月20日に説明を受けました。問題はないと思われます。

議 長 2番案件、倉田委員。

倉田委員 先ほどの4条案件と同一で事務局の説明のとおりです。

議 長 3番案件と4番案件は私です。

3番案件は3月17日に説明を受けました。集落の中の農地であり、問題はないと思われます。

4番案件は3月19日に説明を受けました。問題はないと判断しました。

5番案件、6番案件藤田委員。

藤田委員 事務局の説明のとおりです。問題ありません。

議 長 7番案件、春日委員。

春日委員 問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 8番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 3月14日に説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりです。原状復帰についてと農地改良をする際は届を出すよう申請者へお願いしています。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。これより質疑に入ります。事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

14番、鈴木から。土地改良区に関する権利関係等の情報はありますか。

事務局（唐澤） 本申請地は西部土地改良区の土地ですが、一時転用にあって西部土地改良区へ申請は出されています。

議 長 質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（細井） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

62ページは、総括表となります。

田 14, 103㎡、畑 25, 408㎡ 合計39, 511㎡です。

63ページからは、借り手の状況となります。

66ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年4月7日、終期は令和15年12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（細井） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

71ページは、総括表となります。

田 22,913㎡ 畑 12,297㎡ 合計 35,210㎡

72ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。よろしいですか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（細井） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。78ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。14件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

83ページをお開きください。

相続と時効取得により農地を取得しました届出の受付分になります。

相続が4件、時効取得が1件ございました。

時効取得の案件は先月の総会で保留とさせていただいた土地になります。

地元農業委員への聞き取りと農地台帳の記録を確認したところ、事実の相違は認められなかったため、問題はないと思われます。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

7 番

10 番
